

児童・生徒の健全育成に向けての 学校と警察との情報連携制度について

1. はじめに

児童・生徒の問題行動が深刻化し、少年非行が凶悪化、広域化する中、平成14年5月に文部科学省から各地方自治体に対して、また、警察庁から各都道府県警察に対して、学校と警察との連携強化を図り、非行防止対策の推進を図るよう、通知がなされました。

この通知を受けて、各自治体において、学校と警察との間で支援・指導が必要な児童・生徒の個人情報共有する仕組み作りが始まり、現在では各自治体において、学校と警察との連携制度が整備されつつあります。

本市においても、児童・生徒に係る様々な課題が複雑化・多様化している中、学校だけでは解決が困難な問題が増えており、学校と警察との連携の必要性はますます高まっていることから、本制度を活用し、児童・生徒の健全育成、非行防止及び犯罪被害防止を図るものです。

2. 経過

(1) 神奈川県内の動き

- ・平成14年5月 「学校と警察との連携の強化による非行防止対策の推進について」文部科学省から各都道府県教育委員会へ、警察庁から各都道府県警察に通知
- ・平成16年11月 県内で初めて横浜市と神奈川県警察本部が協定締結
- ・平成18年8月 神奈川県教育委員会が協定締結
- ・平成19年 私立中学高等学校協会・1自治体が協定締結
- ・平成21年 1自治体が協定締結
- ・平成22年 1自治体が協定締結
- ・平成23年 3自治体が協定締結
- ・平成24年 11自治体が協定締結
- ・平成25年 8自治体が協定締結
- ・平成26年 2自治体が協定締結

(2) 藤沢市の動き

- ・平成24年1月
 ↳ 藤沢市個人情報保護制度運営審議会に本制度の運用について相談
- 平成27年5月
- ・平成27年6月 藤沢市個人情報保護制度運営審議会に本制度の運用について諮問
- ・平成27年7月 同審議会より本制度の運用について答申
- ・平成27年8月 藤沢市教育長と神奈川県警察本部長が協定締結
 藤沢市8月定例教育委員会で報告
- ・平成27年9月 藤沢市議会9月定例会子ども文教常任委員会で報告

3. 制度の内容

別紙協定書（資料一 2 参照）のとおり

4. 制度運用までの今後のスケジュール

- ・平成 27 年 9 月 14 日（月）～ 9 月 30 日（水）児童生徒・保護者・市民への周知期間

[周知方法]

- ・教育委員会による「お知らせ」を市立小・中・特別支援学校全児童生徒の家庭へ配付
 - ・教育委員会ホームページ、学校ホームページ等に「お知らせ」を掲載
- ・平成 27 年 10 月 1 日（木）運用開始

児童・生徒の健全育成に向けての学校と警察との情報連携に係る協定書

藤沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）と神奈川県警察本部（以下「警察本部」という。）とは、児童・生徒の健全育成に向けての学校と警察との情報連携について、次のとおり協定を締結する。

また、協定の運用に当たっては、この協定の目的を逸脱することなく、児童・生徒に対する支援・指導を行う上で、真に情報連携が必要な場合に限り、実施するものとする。

（目的）

第1条 この協定は、教育委員会と警察本部が、相互に児童・生徒の情報を共有し緊密に連携して児童・生徒の支援・指導に活用することにより、児童・生徒の健全育成、非行防止及び犯罪被害防止を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において次に掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。

犯罪行為又は触法行為：犯罪行為とは14歳以上で刑罰法令に触れる行為を、触法行為とは14歳未満で刑罰法令に触れる行為をいい、次に掲げるものとする。

- ア 暴力行為（対教師暴力、生徒間暴力、器物損壊）
- イ 窃盗（金銭盗、自転車盗、万引き）
- ウ 恐喝、脅迫、わいせつ行為

（連携機関）

第3条 この協定において、連携を行う機関（以下「連携機関」という。）は、次に掲げるものとする。

- （1）教育委員会並びに藤沢市立の小学校、中学校及び特別支援学校（以下「学校」という。）
- （2）警察本部及び神奈川県内に所在する警察署（以下「警察」という。）

（連携の内容）

第4条 連携機関は、児童・生徒の個人情報共有し、必要に応じて協議を行い、健全育成、非行防止及び犯罪被害防止を図るものとする。

（情報を共有する事案）

第5条 この協定により連携機関が情報を共有するのは、次の事案に係るものとする。

- （1）警察から学校へ情報提供する場合
 - ア 児童・生徒を逮捕又は身柄通告した事案
 - イ 児童・生徒が犯罪行為又は触法行為を繰り返している事案
 - ウ 児童・生徒が犯罪被害に遭う可能性のある事案
- （2）学校から警察へ支援・指導を依頼する場合
 - ア 児童・生徒が犯罪行為又は触法行為に関係している事案
 - イ 児童・生徒のいじめに関する事案
 - ウ 児童・生徒が犯罪被害に遭う可能性のある事案

（情報提供の内容）

第6条 学校と警察が共有する情報の内容は、次のとおりとする。

- （1）警察から学校へ情報提供する場合
 - ア 当該事案に係る児童・生徒の氏名、生年月日、年齢、住所、学年、組に関する内容
 - イ 当該事案の概要に関する内容
 - ウ 当該事案に係る関係当事者（本人及び保護者（法定代理人を含む。）。以下同じ。）への連絡状況に関する内容
- （2）学校から警察へ支援・指導を依頼する場合
 - ア 当該事案に係る児童・生徒の氏名、生年月日、年齢、住所、学年、組に関する内容
 - イ 当該事案の概要に関する内容
 - ウ 当該事案に係る指導状況に関する内容
 - エ 当該事案に係る関係当事者（本人及び保護者）への連絡状況に関する内容

(連携の従事者及び情報共有の方法)

第7条 情報を共有する必要がある場合は、校長又は教頭及び警察署長又は警察署長があらかじめ指定する者が「児童・生徒の健全育成を推進する連絡票」(以下「連絡票」という。)により行うものとする。

(秘密の保持)

第8条 連携機関は、共有した情報について、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 秘密の保持を徹底する。
- (2) 情報共有した連絡票(写しを含む。)の保存期限は、警察は1年間(作成日の属する年度の翌年度末まで)、学校は3年間(作成日の属する年度の翌年度から3年経過した年度末まで)とする。
なお、保存期限を過ぎたものは確実に廃棄する。
- (3) 共有した情報は、この協定の目的以外の目的に利用してはならない。また、連携機関以外の者に提供してはならない。

(連携機関の責務)

第9条 この協定に係る連携を行うに当たっては、連携機関は次の事項に努めなければならない。

- (1) 共有する情報については、正確を期すること。
- (2) 児童・生徒への対応に当たっては、この協定の目的を踏まえ、教育効果及び健全育成に配慮した適正な措置を講ずること。
- (3) 警察は、共有した情報を犯罪捜査に利用しないこと。また、学校は、児童・生徒に不利益となる取扱いをしないこと。
- (4) 学校が支援・指導を依頼するに当たっては、児童・生徒に対し保護者と連携して十分な支援・指導を積み重ねた上で行うこと。

(検証)

第10条 連携機関は、この協定の運用状況について、毎年度検証し、その検証結果に応じて必要な措置を講ずるものとする。

(協議)

第11条 この協定を円滑に実施するため、連携機関は必要に応じ、協議を行うことができる。

(施行)

第12条 この協定は、平成27年10月1日から施行する。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、藤沢市教育委員会教育長及び神奈川県警察本部長が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成27年8月18日

藤沢市教育委員会

教育長



神奈川県警察

本部長



運用にあたっての手順 (イメージ)

➤ 警察から情報提供を受ける場合

◇ 藤 沢 警 察
◇ 藤 沢 北 警 察

(例) 児童生徒が逮捕されたケース

- 聴取または捜査終了後、家庭裁判所へ送致になります。
- 審判後、学校復帰または児童自立支援施設、少年院等へ送致になります。

連
絡
票

情報提供を受けて学校が行うこと

学 校

《監護措置中に行うこと》

- 当該児童生徒と面会し、心のケアに努めます。
- 家裁調査官や措置先の担当者と面会し、学校復帰後に必要な支援について、情報収集をします。
- 当該児童生徒の保護者と連携し、学校復帰後の生活改善に必要な環境を整えます。
- スムーズな学校復帰ができるよう、学習環境・学級環境を整え、居場所づくりに努めます。
- 少年相談保護センターや児童相談所と連携し、学校復帰後のケアについての計画を立てます。

連
絡
票
写
し

《学校復帰後に行うこと》

- 当該児童生徒とその保護者に対し、きめ細やかな支援・指導を行います。
- 学校、教育委員会、警察、少年相談保護センター、児童相談所の担当者による支援・指導内容についての協議を行います。(サポート会議)
- 保護観察官、少年相談保護センター、児童相談所の定期的な面接を活用し、立ち直りに向けた支援を行います。

教 育 委 員 会

➤ 学校から警察へ支援・指導を依頼する場合

